

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

認定こども園等におけるまん延防止等重点措置の適用に伴う対応等について

日頃より、本市の教育・保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき重ねてお礼申し上げます。大阪府内において感染が急拡大していることから、1月27日（木）から2月20日（日）までの間、大阪府に「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

市内の認定こども園や保育所等につきましては、通常どおり保育を実施することとしますが、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、**仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は、登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いします。**

記

(1) 保育の実施にあたって

- 適切な感染防止対策のもと、通常どおり保育を実施していただくこととしていますが、各施設に対して次のとおりお願いしていますのでご理解願います。
 - ・園での保育について、感染リスクの高い行動はできるだけ控えること。
 - ・職員のマスク着用を徹底し、子どもと一緒に食事をとることは控えること。
 - ・園行事やイベントを予定されている場合は、参加者を減らすための実施方法の見直しや延期等を検討すること。
- 1月26日（水）から2月20日（日）（※まん延防止等重点措置の適用期間が延長された場合は、当該期間を含む。）に、**家庭保育にご協力いただく場合は、一旦保育料を全額納付していただき、日数に応じて保育料（0～2歳児クラス）の減額を行います。**
- 仕事等が終わったらできるだけ速やかにお迎えにきていただく、仕事を休んで家にいる場合はご家庭の状況等をふまえて必要な時間のみ登園していただくなど、園の運営にご協力願います。
- 保育中に発熱等があった場合は各施設よりご連絡しますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。
- 園関係者（職員や園児）の感染が判明した場合には、**感染状況をふまえ、調査や園関係者の健康観察のため、臨時休園することがあります**のでご理解願います。

(2) ご家庭での対応等について

- 手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。
- 次に該当する場合には、**必ず登園を控え、各施設に連絡してください。**

- ・同居の家族等が陽性となった場合
- ・お子さまが濃厚接触者に特定された場合
- ・お子さまや同居の家族等がPCR検査等を受検することになった場合
- ・お子さまに発熱等の風邪症状がある場合（発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでの間）

- お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。
- 万一、園関係者（園児・職員）に感染者が判明した場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。
- 医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。